平成２２年（フ）第７８５２号
東京都杉並区井草３―23―15―102、住民票上の住所愛知県名古屋市千種区今池４丁目３―10―302
債務者　小林はる代
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８５３号
東京都練馬区高松４丁目21―30―201
債務者　岩崎由利江（旧姓落合）
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８５４号
東京都板橋区南常盤台１丁目14―15―403
債務者　吉見和歌奈
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８５５号
東京都町田市金森１―25―２―408、住民票上の住所神奈川県相模原市南区上鶴間本町２丁目８―８―B101
債務者　三木　晴美（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８５６号
東京都小金井市貫井南町１丁目24―８
債務者　冨永　政仁
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８５７号
埼玉県志木市館２丁目６―６―102
債務者　山口　翔太
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８５８号
東京都足立区江北４丁目28―３
債務者　鈴村　梨加
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８５９号
東京都板橋区小豆沢３丁目３―13―101
債務者　星原　清孝
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８６０号
神奈川県横浜市西区平沼１丁目19―13―102
債務者　宮本　淳子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８６４号
東京都杉並区高円寺北３丁目37―16　新海方
債務者　假屋　保志
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８７１号
埼玉県吉川市保１丁目26―９―Ⅱ―307
債務者　松本　謙一
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８７４号
東京都世田谷区等々力８丁目11―３―202
債務者　日吉　昭治
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８７５号
東京都世田谷区等々力８丁目11―３―202
債務者　日吉　真弓
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８７７号
東京都板橋区前野町３丁目21―10―501
債務者　遠藤　真史
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８７８号
埼玉県川口市本町３丁目３―15―205
債務者　乾　　則子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８８１号
東京都大田区中馬込３丁目16―３―202
債務者　牧島　　修
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部